

伊集院保健所感染症情報

2020年第5週（令和2年1月27日～令和2年2月2日）

【お問い合わせ先】 〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1960-1 鹿児島地域振興局保健福祉環境部（伊集院保健所）

TEL (099) 273-2332 / FAX (099) 272-5674 / E-mail kago-kenko-shippe@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島地域振興局 URL <http://www.pref.kagoshima.jp/ak01/chiiki/kagoshima/index.html>

定点把握感染症

1 管内定点あたり報告数

定点医療機関【インフルエンザ6, 小児科4, 基幹定点1】

疾患名	警報基準値		注意報	伊集院保健所管内				県		
	開始	終息	基準値	第2週	第3週	第4週	第5週	先週からの増減	第5週	前週からの増減
インフルエンザ	30	10	10	20.67	17.33	24.00	19.83	↓	16.91	↓
RSウイルス感染症	-	-	-	0.25	0.25	0.50	0.75	↗	0.37	↗
咽頭結膜熱	3	1	-	2.25	2.75	1.00	0.00	↓	1.02	↓
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	-	1.00	1.25	0.75	1.75	↗	2.72	↓
感染性胃腸炎	20	12	-	2.25	4.00	1.75	1.25	↓	11.15	↓
水痘	2	1	1	0.00	0.25	0.00	0.00	→	0.37	↓
手足口病	5	2	-	0.00	0.50	0.25	0.75	↗	0.37	↗
伝染性紅斑	2	1	-	0.75	0.50	0.25	0.50	↗	0.57	↓
突発性発しん	-	-	-	0.25	0.25	0.00	0.75	↗	0.39	↓
ヘルパンギーナ	6	2	-	0.00	0.00	0.00	0.00	→	0.04	→
流行性耳下腺炎	6	2	3	0.00	0.00	0.00	0.00	→	0.02	↓
基幹定点からの届出状況	該当なし									
インフルエンザ入院サーベイランス	該当なし									
全数報告（かっこ内は本年の累積数）	腸管出血性大腸菌感染症1（1）、百日咳1（2）									
※警報域：太文字で赤色の塗りつぶし、注意報域：太文字で黄色の塗りつぶし										

注意すべき感染症

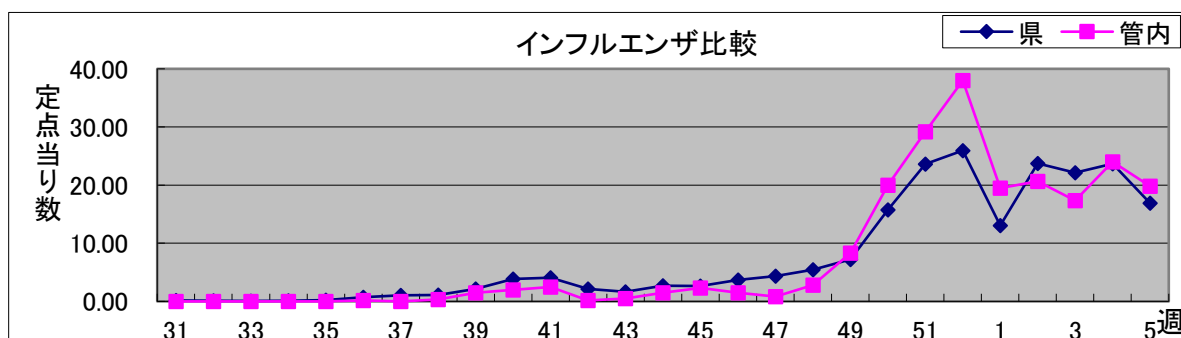
○インフルエンザ 警報

今週の管内におけるインフルエンザの報告数は、先週の4Wの144人（定点当たり24.00）より25人少ない119人（19.83）でした。鹿児島県全体のインフルエンザの報告数も、先週の4Wの2179人（23.68）より623人少ない1556人（16.91）でした。

年代別では、10-14歳が40人、40-49歳が12人、4・5・8・9歳が9人となっており、全ての年代で感染の報告がありました。

また、インフルエンザ様疾患による学年閉鎖等も先週・今週と発生しております。

鹿児島県全体の報告数は減少していますが、今後の動向に注意してください。



マスクは正しく着用していますか？ 正しい手洗いを行っていますか？
今後さらに、インフルエンザ等の流行が拡大することが予想されます。
再度基本的な対策を徹底し、感染防止に努めてください。

新型コロナウイルス感染症について

(新型コロナウイルス感染症届出基準から抜粋)

・感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症に疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

上記の要件に該当する場合は、伊集院保健所へご連絡ください。なお、上記要件は国内感染状況等によって変更されることもあるので、今後の動向等に御注意ください。

土・日・祝日・夜間についても、緊急時は、下記電話にて対応いたします。

伊集院保健所 電話 099-273-2332 (FAX099-272-5674)
不在の場合は 警備員室 099-273-3100 が案内されます。
FAX 099-272-5674

予防の基本はインフルエンザウイルスの感染予防策と同じです。